

(介護予防) 訪問リハビリテーション
尼崎医療生協介護老人保健施設 ひだまりの里運営規程

第1条 尼崎医療生活協同組合が開設する尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従業者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称：尼崎医療生協 介護老人保健施設ひだまりの里 訪問リハビリテーション

(2) 所在地： 〒661-0033

尼崎市南武庫之荘11丁目12-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、職員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種、員数及び職務内容

医師 1 名以上

理学療法士 3 名以上

作業療法士 1 名以上

言語聴覚士 1 名以上（入所と兼務）

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画等に基づき、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。

但し、日曜・祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：月～金曜日 午前9時から午後5時までとする。

土曜日 午前9時から午後1時までとする。

(3) サービス提供時間：ケアプランにより営業時間以外での訪問リハビリテーションを行うことがある。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

3 キャンセル料については次の通りとする

(1) ご利用予定時間の24時間前までにキャンセルした場合：無料

(2) ご利用予定時間の12時間前までにキャンセルした場合：予定基本料金の利用者負担分

(3) 体調不良等やむを得ない状況であった場合は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、尼崎市・西宮市・伊丹市とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(高齢者虐待の防止)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応および再発防止指針)

第13条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 当事業所は、安全委員会を設置し、事故等の事例分析及びそれに基づく事故の発生又は再発防止策を講じた指針を作成する。

(暴力団の排除)

第14条 当事業者及び管理者は暴力団員等ではないものとする。

2 当事業所の運営が暴力団等の支配を受けていないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2)継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 当事業所は当該サービス提供後当該サービスに関する諸記録を整備し、その完結

の日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は尼崎医療生協 介護老人保健施設ひだまりの里が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

平成29年1月1日 一部改定。

平成29年6月1日 一部改定。

平成29年8月1日 一部改定。

令和3年 2月1日 一部改定。

令和6年 4月1日 一部改訂。